

○内閣府令第 号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第一号}）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等) 第三十四条 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号及び第五十二条第一項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。</p> <p>6 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、次</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等) 第三十四条 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。</p> <p>6 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、金</p>

の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社
(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする

「一〇十 略」

7 「略」

8 法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、上
場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社
又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が
関与している会社とする。

「一・一 略」

9|| 第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第
十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するも
のとする。

一 議決権を農業協同組合連合会若しくはその子会社(子会社とな
る会社を含む。以下この号において同じ。)の担保権の実行によ
る株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる
事由によらずに取得された時(当該会社の議決権が当該農業協同
組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場
合にあつては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は
同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時)に第五項に規
定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該農業
協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若

融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿
に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次
の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇十 同上」

7 「同上」

8 法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、金
融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿
に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次
の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株
式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 同上」

9|| 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農業
協同組合連合会又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下こ
の項において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取
得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された
とき(当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社
により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行
による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最
後に取得されたとき)に第五項に規定する会社に該当していたもの
も、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社の担保権
の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によら
ずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第
十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するも

しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得され
ていない会社

二 議決権を特定子会社（法第十一条の六十六第一項第六号に規定
する特定子会社をいう。以下この条及び第四十四条第三項におい
て同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当してい
た会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年
を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場さ
れ、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当
該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10 前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当
していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十
一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一
項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものにつ
いて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第
一項第六号」とあるのは「第十一条の六十六第一項第八号」と
、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む
）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社^レがその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規
定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」
と^レいう。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替
えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」

のとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものにつ
いて準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一
項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第七号」と読み替
えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものにつ
いて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第
一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第八号」と読
み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社（法第十一条の六十六第一項第六号に規定する特定子会社
をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しく
は第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分
野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項に

という。)又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ

において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。))又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条

。及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「略」

14 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三 次条第二項第十五号の三に掲げる業務

〔15〕18 略

（従属業務等）

第三十五条 「略」

第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「同上」

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

「号を加える。」

〔15〕18 同上

（従属業務等）

第三十五条 「同上」

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

「一〇十一 略」

十二 機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十三 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式若しくは持分に係る配当を受け取り又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

2 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ 「号の細分を加える。」

ヘ イからニまでに掲げるいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

<p>「十四～三十一 略」</p> <p>「3～5 略」</p>	<p>「十四～三十一 同上」</p> <p>「3～5 同上」</p>
----------------------------------	------------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(組合又は連合会の子会社の範囲等) 第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を 含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条 の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四 号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。)とする。</p> <p>「一〇四の七 略」</p> <p>五 機械類その他の物件を使用させる業務(法第八十七条第三項第 一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合 を除く。)</p> <p>「六〇十五 略」</p> <p>4 法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用す る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす る(組合のために行う場合を含む。)</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 機械類その他の物件を使用させる業務(法第八十七条第三項第 一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合</p>	<p>(組合又は連合会の子会社の範囲等) 第二十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇四の七 同上」</p> <p>五 機械類その他の物件を使用させる業務(農林水産大臣及び金融 庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又 は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。)</p> <p>「六〇十五 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 機械類その他の物件を使用させる業務(農林水産大臣及び金融 庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又</p>

を除く。)

十一 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式等に係る配当を受け取り又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ Ⅰからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

5 「十二」二十八 略」

〔略〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 〔略〕

は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

〔号の細分を加える。〕

ホ Ⅰからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

5 「十二」二十八 同上」

〔同上〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 〔同上〕

「254 略」

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号及び第四十五條第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

「254 同上」

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇十 略」

7 「略」

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 略」

9 第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時に）に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定す

「一〇十 同上」

7 「同上」

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 同上」

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

る特定子会社をいう。以下この条及び第三十七条第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10 前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは「第八十七条の二第一項第八号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第八号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項

分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日を行い、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条

において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日を行い、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）

の四十五第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「略」

14 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。)

三 前条第四項第十三号の三に掲げる業務
〔15〕20 略

〔に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「同上」

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。)

〔号を加える。〕
〔15〕20 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定取引勘定) 第六十五条 〔略〕</p> <p>2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 金銭債権（第五十八条第一項第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引き受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡</p> <p>〔五〇十八 略〕</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のう</p>	<p>(特定取引勘定) 第六十五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 金銭債権（第五十八条第一項第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引き受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡</p> <p>〔五〇十八 同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p>

ち事業年度終了の時に¹ついて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九十五条第四項及び第八項第二号において同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

〔二〕四 略〕

（専門子会社の業務等）

第九十五条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

〔二〕四 同上〕

（専門子会社の業務等）

第九十五条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその

の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

〔一〇十 略〕

6 「略」

7 法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

8 第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を農林中央金庫若しくはその子会社（子会社となる会社

成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇十 同上〕

6 「同上」

7 法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の

号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては農林中央金庫に係る

のとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第七十二条第一項第九号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十号の主務

同項第十一号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。第十三項第二号及び第九十七条第二項第二十号を除き、以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 「略」

13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主と

省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十一号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 「同上」

13 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うもの

して行うものに限る。）

三|| 第九十七条第二項第二十三号の三に掲げる業務

〔14・15 略〕

(従属業務等)

第九十七条 〔略〕

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇十八 略〕

十九 機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

二十 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式等に係る配当を受け取り又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ|| 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ|| イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百

限る。）

〔号を加える。〕

〔14・15 同上〕

(従属業務等)

第九十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇十八 同上〕

十九 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ|| 〔号の細分を加える。〕

ヘ|| イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百

<p>三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。</p> <p>〔二十一～三十九 略〕</p> <p>〔三～五 略〕</p>	<p>三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>〔二十一～三十九 同上〕</p> <p>〔三～五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第十二号の改正規定、第二条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の改正規定並びに第三条中農林中央金庫法施行規則第十九条第二項第十九号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。